

第1号訪問事業（訪問型サービス（現行相当）、訪問型サービスA（一体型））の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者の指定を受けるには、次の手続き等により、介護保険法に基づく指定申請を行っていただく必要があります。

1. 指定申請の受付等

（1）申請書類の受付について

- ・申請書類等は、「指定申請に必要な書類と作成方法（訪問型サービス（現行相当）、訪問型サービスA（一体型））」をご確認ください。
- ・指定申請にあたっては、電話等で予約の上、来庁してください。予約なしで来庁された場合は、申請を受付けできませんのでご注意ください。事前の相談も受けませんが、その場合も電話等で予約の上、来庁してください。

【事前相談・事前協議・指定申請及び問い合わせ先】

羽曳野市保健福祉部福祉指導監査課

電話072-958-1111（代表）内線1352、1390

（2）指定事業者の審査・決定

提出書類等の審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定し、羽曳野市から指定書を交付します。なお、審査過程で書類の補正等の必要がある場合には、羽曳野市から連絡しますので、その際は書類等の再提出をお願いします。補正が完了しないと指定されません。また、補正書類の提出が遅れると、指定日が翌月になることがありますので、予めご了承ください。

（3）指定書の交付について

審査終了後、指定事業者として決定し、指定書を交付します。

2. 指定申請にあたっての注意事項

（1）指定を受けるための要件

指定を受けるためには、次の条件を満たしていなければなりません。

① 法人であること。

定款の目的欄に当該事業に関する記載のあること。

- ・株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

（記載例）

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」 等

以上の記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

- ・医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人（特定非営利活動法人を除く。）の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

なお、登記の変更手続きについても併せて、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

- ② 事業所従業者の知識及び技能並びに人員が、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第116号）、羽曳野市の定める基準及び員数を満たしていること。
- ③ 事業所の設備が、大阪府基準条例又は羽曳野市の定める基準を満たしていること。
- ④ 大阪府基準条例又は羽曳野市の定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- ⑤ 訪問介護サービスと訪問型サービス（現行相当）を同時に行う場合
訪問介護サービスと訪問型サービス（現行相当）は同一事業所で同時に事業を実施することができます。この場合、訪問介護サービスの人員基準、設備基準を満たしていれば、訪問型サービス（現行相当）の人員基準、設備基準を満たしたものとします。
- ⑥ 訪問介護サービスと訪問型サービス（現行相当）、訪問サービスA（一体型）の名称について
羽曳野市で指定を受ける場合には類似名称使用の混乱を避けるため訪問介護サービスと一体的に実施する訪問型サービス（現行相当）、訪問型サービスA（一体型）では同一名称に統一し申請してください。
- ⑦ 事業所の名称について、既に他法人で指定を受け使用されている名称及び類似名称は、混乱を避けるためできる限り使用しないでください。事前に介護サービス情報公表システム等で確認し、申請してください。

介護サービス情報公表システムアドレス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>
※介護サービス情報公表システムとは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供するしくみです。このサイトの「介護事業所検索」で既存事業所名称等の検索が行え

ます。

※指定は、原則としてサービスの種類及び事業を実施する所在地ごとに受けなければなりません。

(2) 指定の有効期間

訪問型サービス事業者の指定有効期間は6年間となりますので、6年毎に指定の更新を受けることとなります。

3. 訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について

	現行の介護予防訪問介護相当のサービス 【訪問型サービス(現行相当)】	緩和した基準によるサービス 【訪問型サービスA(一体型)】
人員	<ul style="list-style-type: none">・管理者 ※1 常勤・専従 1 以上・訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 <ul style="list-style-type: none">・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 名に 1 人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者(介護職員基礎研修課程修了者又は訪問介護員養成研修 1 級課程修了者に限る。)、看護師、准看護師】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能	<ul style="list-style-type: none">・管理者 ※ 専従 1 以上・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 <ul style="list-style-type: none">・訪問事業責任者 従業者のうち 1 以上必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
設備	<ul style="list-style-type: none">・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画・必要な設備、備品	

<p>運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・内容及び手続きの説明及び同意 ・受給資格等の確認 ・心身の状況等の把握 ・地域包括支援センター等との連携 ・介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 ・介護予防ケアプランの変更の援助 ・サービス提供の記録・整備 ・利用料等の受領・証明書の交付 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時・事故発生時の対応・非常災害対策 ・運営規程
------------------	---	---